あとがき

平成23年4月から、小学校で新しい学習指導要領の全面実施が始まります(中学校は24年4月から)。 22年度を振り返ると、やはり、全面実施に向けた準備の1年だったと思います。

平成22年3月、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会は「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」を出し、学習指導要領改訂にともない、これからの学習評価についての基本的な考え方と方針を示しました。これを受けて、文部科学省は5月に、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」を出しました。(通知)には、各学校における学習評価が円滑に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、配慮事項がまとめられています。参考までに、(通知)のはじめに示された、「学習評価の今後の方向性について」を載せます。

- (1) きめの細かい指導の充実や児童生徒一人一人の学習の定着を図るため、目標に準拠した評価による観点別学習状況の評価や評定を着実に実施する。
- (2) 学習評価においても、学力の重要な要素を示した新しい学習指導要領の趣旨を反映する。
- (3) 学校や設置者の創意工夫を生かす現場主義を重視した学習評価を推進する。

(報告)は、学習評価に当たり、学校が組織体として一丸となって取り組むことが大切であると述べています。そして、校長のリーダーシップのもと、学校の教育活動及び組織運営活動の一環としての取組を求めています。さらに(報告)は、学習評価の組織的・計画的な取組として次のような例もあげています。

- ①評価規準や評価方法を明確にすること,
- ②評価結果について教師同士で検討すること、
- ③実践事例を着実に継承していくこと,
- ①授業研究等を通じ教師一人一人の力量の向上を図ること, など。

校内研究会や教育協議会・部会研究においても、日常の授業をはじめとする教育活動全体を通して、学習 指導要領改訂や学習評価の改善をめぐる趣旨の具体化をもう一度図ることが大切だと考えます。

終わりになりましたが、「東山梨教育研究第49号」の発刊にあたり、お忙しい折に玉稿を賜りました山 梨市教育委員長様、並びに東山梨教育協議会長様をはじめ、貴重な原稿を寄せられた諸先生方、各紙教育委 員会の財政面でのご援助に対し心より感謝申し上げます。なお、本冊子の表紙は勝沼中学校の谷澤糧子先生 {勝沼中3年 三枝礼実さん作}にお願いいたしました。ご協力ありがとうございました。

【編集委員】

 堀古澤小那中志飯 金佐 内屋田林須村村室井 期正隆俊丈英克 間

発 行 日 平成23年4月4日 発行責任者 東山梨教育研究

編集実行委員会

編集責任者 東山梨教育研究

編集実行委員会事務局

印刷所 昭和堂印刷